

消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と岡山県（以下「乙」という。）とは、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）が、林野火災の消火のため岡山県の管理する別表左欄に掲げるダムの水利（以下「ダム水利」という。）を使用することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲の乙との境界付近等山間地域における林野火災に対して、甲が行う消防防災ヘリのダム水利を使用した迅速な消火活動に資するものとする。

（事前通報）

第2条 甲は、林野火災消火の手段として、地理的な事情等から消防防災ヘリによりダム水利を使用することが最も有効であると認める場合、速やかに乙に通報し、ダム水利使用の承諾を求めるものとする。

2 甲は、前項の承諾を求める前に、できるだけ事前に乙へ林野火災の状況を通報するよう努めるものとする。

（使用承諾）

第3条 乙は、相当の理由によりダム水利を消防防災ヘリに使用させることができない場合を除き、甲のダム水利の使用を承諾するものとする。

（使用上の注意）

第4条 甲は、ダム水利の使用に当たり、別表のダム水利使用上の注意事項を遵守して使用するものとする。

（報告）

第5条 甲は、ダム水利を使用した消火活動終了後、速やかに乙に取水日時、取水量、林野火災の概要その他必要な事項を報告するものとする。

（実施時間）

第6条 この協定に基づくダム水利の使用時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、甲及び乙が協議し、特に必要と認める場合は、日の出から日没までとする。

（損害等の処理）

第7条 消防防災ヘリの運航に起因して、第三者又は乙の管理するダムの施設等に損害を与えた場合は、甲が、責任を持って賠償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

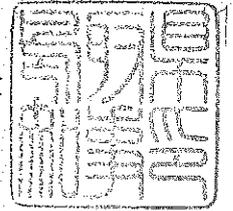
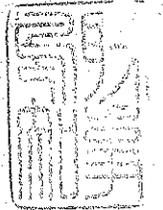
平成17年 1月12日

(甲) 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

片山善博

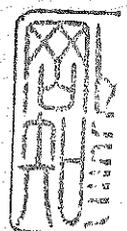
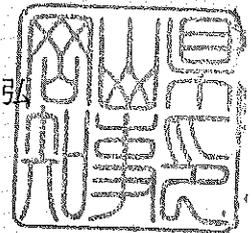


(乙) 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

石井正弘



別表

ダム名	ダム水利使用上の注意事項
高瀬川ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
千屋ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
大佐ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
湯原ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池（本体、取水塔）に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
黒木ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
津川ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。

01207





変更協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と岡山県（以下「乙」という。）とは、平成17年1月12日に締結した消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（別表の変更）

第1条 原協定の別表を次のように改める。

ダム名	ダム水利使用上の注意事項
高瀬川ダム	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
千屋ダム	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
大佐ダム	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
湯原ダム	・ダム貯水池（本体、取水塔）に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
黒木ダム	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
津川ダム	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。
三室川ダム <i>（追加）</i>	・ダム貯水池に設置している網場（流木止施設）より上流で取水すること。 ・ダム湖利用者への注意喚起を十分行い、安全確認した後に取水すること。

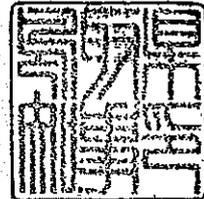
（その他）

第2条 この協定に定めない事項については、原協定のとおりとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山善博



乙 岡山県岡山市内山下二丁目4番地
岡山県
岡山県知事 石井正弘

